

今、私ができる“権利擁護”とは



旧優生保護法への国賠訴訟を通し権利の尊重を考える

旧優生保護法（1948-1996）のもとで行われていた強制不妊手術。

“子どもを産んでよい人”と“子どもを産んではいけない人”を国が選別し、本人の同意なしに優生手術が行われてきました。

当事者の怒りや悲しみだけでなく、家族のころにも苦しみを与え社会全体にも偏った考えを落としたまま現在に至ります。

精神保健福祉士はクライアントの社会的復権・権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職です。

誠実で丁寧な関係づくりを意識する専門職の中であっても

日々の実践の中に権利侵害につながりかねない場面が潜むことがあります。

国賠訴訟について学びながら、今、わたしのかかわりを振り返ってみませんか。

権利擁護の問題は、あなたの“となり”にいつもあります。

2019年

3月21日(木・祝) 13:00~17:00 (受付 12:40~)

プログラム: 13:00 開会

13:15 講演「旧優生保護法による強制不妊手術に対する国家賠償請求について」

14:45 原告メンバーによるメッセージ

15:20 意見交換（関哉直人氏、北三郎氏、古屋龍太氏）

16:45 閉会

会場: 大正大学 4号館 421 教室（裏面参照）

定員: 100名

参加費: ① 東京PSW協会会員 2,000円

② ①以外の司法・福祉領域の専門職 3,000円

③ ①②以外でこのテーマに関心のある方
(当事者、家族、学生など) 1,000円

登壇者: 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所 弁護士 第二弁護士会所属)

2001年に弁護士登録し、現職。さまざまな業務に加え、障害のある人の権利擁護について継続的に取り組んでいる。優生保護法東京弁護団団長。

北三郎 (仮名) (東京訴訟原告、被害者・家族の会共同代表)

旧優生保護法による強制不妊手術に対する国家賠償請求訴訟（東京訴訟）原告。裁判以外でも集会での発表や取材対応などに精力的に奔走。十分に調査検証が行われ、謝罪と補償がなされるよう活動を続けている。

古屋龍太 (日本社会事業大学 専門職大学院 教授)

1982年より国立武蔵療養所、国立精神・神経センター病院にPSWとして26年間勤務。2008年日本社会事業大学専門職大学院准教授に着任（2015年より教授）。（公社）日本精神保健福祉士協会理事。

主催: (一社)東京精神保健福祉士協会 司法ソーシャルワーク委員会・権利擁護委員会



◆◆申込方法◆◆

インターネットによるお申込みは下記「こくちーず」URL にアクセスしてお申し込みください。右のQRコードからもアクセスできます。

<https://kokucheese.com/event/index/553027/>

ファックスの場合は下記に記入の上お申し込みください。いただいた個人情報は本研修に関してのみ使用し、取り扱いには十分配慮いたします。



こくちーず申込み

◆◆申込締切◆◆

2019年3月17日(日)

定員に達した場合は先着順とさせていただきますので、早めにお申し込みください。

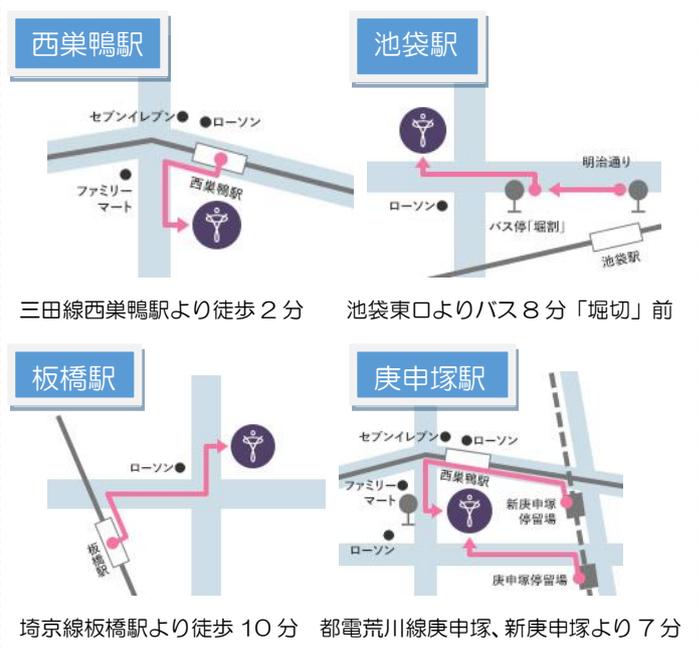
◆◆参加費◆◆

当日、受付でお支払いください。参加区分により参加費が異なりますのでご注意ください。



◆◆会場案内◆◆

大正大学 4号館 421教室
【所在地】東京都豊島区西巣鴨 3-20-1



◆◆問い合わせ先◆◆

東京PSW協会 司法ソーシャルワーク委員会 宛
shihou@tokyo-psw.com

<3月21日司法ソーシャルワーク委員会普及啓発セミナー申込 >

ファックス番号 03-6233-9624

(東京PSW協会 事務局 行)

(ふりがな)

氏名 _____

所属先：名称 _____ 電話番号 _____

参加区分：① 東京PSW協会会員 _____ ② ①以外の司法・福祉領域の専門職 _____

③ ①②以外でこのテーマに関心のある方(当事者・家族・学生等) _____

いずれかに○をつけてください

連絡先電話番号(携帯電話推奨)： _____

メールアドレス： _____

(tokyo-psw.comからのメールが受信できるアドレスをお書きください)